

苫小牧市立清水小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本認識と基本姿勢

「いじめは、決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を持つことが重要である。このような基本認識に立ち、本校では、すべての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致団結して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

2 いじめの理解

(1) 「いじめ」の定義

いじめとは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- ・誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて対応する。
- ・事案に応じては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・様々な状況の児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) 「いじめ」の解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

3 いじめ防止、解消のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細やかな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、SSWや関係機関、専門家などと協力して解決に当たる。

- (5) 学校と家庭が連携・協力して事後の指導に当たる。
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成度や改善の取組の評価を行う。
- (7) 学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラム、対処プランを策定し、ホームページや学校だより等で公表し、児童や保護者に周知させる。

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、ブロック（学年）代表、こども支援コーディネーター、苦小牧市SSW

②活動

(ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

(イ) いじめの防止に関すること。

(ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。

(エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること。

③開催

(ア) 2ヶ月に1回を定例会とする。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

(3) いじめの相談体制の整備

①定期的な教育相談の設定

②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめ（事案）の具体的な対応

①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。

② いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等

において学習を行わせる措置を講ずる。

- ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苦小牧警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、苦小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 当該事態の調査を行うための組織の設置について苦小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤ 調査結果は、苦小牧市教育委員会を通じて、苦小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
 - ① 校内研修の取組
 - ② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
 - ③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) P D C A サイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。
- (4) 苦小牧市いじめ問題子どもサミットの成果を児童会活動等に反映させ、指導の充実を図る。
(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、いじめ問題子どもサミットは中止)

清水小学校いじめ防止全体計画

学校目標

未来を創造する清水の子の育成 学びを広げる子 思いやりあふれる子 たくましさみなぎる子



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

年間活動計画

4月：年間計画作成 1月：活動評価（学校評価内でも実施） 2月：次年度計画



いじめ防止対策委員会

定例会：2ヶ月に1回（年6回）

臨時会：いじめ認知時



学年部会（学年経営・学級経営）

支持的風土のある学年

複数の教員による生徒観察と情報の共有



未然防歯	早期発見	事案対処
<ul style="list-style-type: none">・ネットモラル授業（総合）・各種集会、給食交流等の取組（懇談会）・道徳の時間・いじめ問題学習会（学級）・懇談会でのいじめ取組説明・学校便り等での啓発	<ul style="list-style-type: none">・定期的な調査（年2回）・年2回いじめアンケート・学期1回の教育相談・いじめ相談電話の周知・いじめ相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">・学年部会で事実関係把握・いじめ問題へのケア・事実関係の把握（担任等）・保護者との連携・情報の適切な記録・周知・報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童（生徒）の心情に留意】

犯罪行為等について、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

令和2年度 いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級
4	いじめ防止基本方針作成（見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】	学年、学級開き
5	第1回いじめアンケート【生】	
6	いじめ調査【対・生】 学校教育力向上エリア健康環境部会（情報交換） 苫小牧市いじめサミット参加	教育相談週間
7	「ほっと」実施（5, 6年）	懇談会での取組説明
8	こども支援研修会【研修】 「ほっと」の検証【対】	
9		個人懇談週間
10		
11	第2回いじめアンケート【生】 いじめ調査【対・生】 いじめに関する集会活動（なかよし集会）【児童会】 学校教育力向上エリア健康環境部会（情報交換）	教育相談週間
12		懇談会での情報収集
1	いじめ防止取組状況評価【対】 学校評価【管理職】	
2		懇談会での情報収集
3	次年度改善方針決定【対】 なやみアンケート実施	

※【対】対策委員会、【生】生徒指導部

いじめ対処プラン

内 容	対応者	対処内容	目 処
被害児童のケア	担任 養護教諭	教育相談の実施	いじめ発覚後 3ヶ月程度
被害児童の保護者対応	学年主任 担任	支援計画の説明、加害児童の状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の指導・支援	指導部長 担任	いじめの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導	いじめ発覚後 1週間以内
加害児童の保護者対応	学年主任 担任	指導・支援計画の説明と被害児童の状況報告	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の指導・支援	学年団 指導部 担任	傍観やはやし立ては許されず、教師に知らせる指導	いじめ発覚後 1週間以内
周囲児童の保護者対応	学年団 指導部 担任	個人情報に留意し、今後の対応に協力を求める（通信活用）	いじめ発覚後 1週間以内

